

## 令和 4 年度の環境影響評価に関する動き

### ○浜松市の環境影響評価

#### 手続が予定されている事業

##### ・配慮書

| 事業名称   | 事業の場所            | 手続時期（想定） |
|--|------------------|----------|
| （仮称）浜松陸上風力   | 浜松市天竜区（スーパー林道沿い） | 10月～     |
| <p>浜松市天竜区スーパー林道沿い、竜頭山～秋葉山にかけての陸上風力発電の計画。単機 4,200kW を最大 12 基、総出力は最大 50,400kW としている。</p> <p>事業者は株式会社インフラックスの関連企業で、出力要件から環境影響評価法に基づき手続を行う。同じスーパー林道沿いで先行して手続を行っている類似事業として、JR 東日本エネルギー開発の風力発電事業が方法書まで手続を進行している。</p> |                  |          |

##### ・方法書

| 浜松湖西豊橋道路   | 浜松市北区～湖西市～愛知県 | 3月～来年度初め |
|--|---------------|----------|
| <p>浜松市北区の新東名三ヶ日ジャンクションから湖西市、愛知県豊橋市を結ぶ延長約 30km の道路であり、周辺的高速道路等との広域道路ネットワークを形成する。</p> <p>事業者は配慮書時点では国土交通省であったが、令和 4 年 7 月に都市計画決定が行われ、以降は浜松市、静岡県、愛知県が事業者となり、手続を行う。</p> <p>環境影響評価法対象事業である。</p> |               |          |

##### ・準備書

| （仮称）ウインドパーク天竜<br>風力発電事業   | 浜松市天竜区 | 再開時期未定 |
|---|--------|--------|
| <p>準備書手続における公告・縦覧まで完了していたが、一度準備書の届出を取り下げた。再度、公告・縦覧から準備書手続を行う予定だが、再開時期は未定。</p> |        |        |

### ○環境影響評価法 風力発電事業の規模要件変更

昨年度環境省及び経済産業省が設置した「令和 2 年度再生可能エネルギーの適正な導入に向けた環境影響評価の在り方に関する検討会」において、風力発電事業の適正な規模要件についての見解が示された。

|               | 現行の規模要件 | 令和 3 年 9 月以降の規模要件 |
|---------------|---------|-------------------|
| 法一種           | 1 万 kW  | 5 万 kW            |
| 法二種           | 7,500kW | 37,500kW          |
| （参考）<br>市条例一種 | 7,500kW | 7,500kW           |

## (仮称) 浜松陸上風力発電事業について

### 1. 事業者

浜松陸上風力発電株式会社

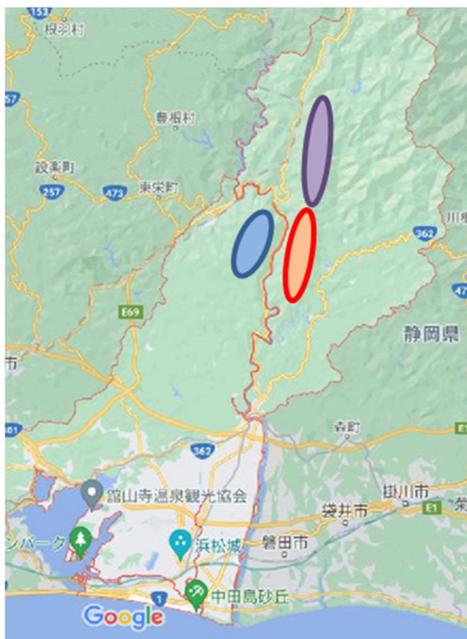
代表者：代表取締役 小出 章

所在地：東京都港区新橋六丁目 17 番 21 号

### 2. 事業の概要

|        |                             |             |
|--------|-----------------------------|-------------|
| 名称     | (仮称) 浜松陸上風力発電事業             |             |
| 原動力の種類 | 風力（陸上）                      |             |
| 出力     | 風力発電所の総出力                   | 最大 50,400kW |
|        | 風力発電機の単機出力                  | 4,200kW     |
|        | 風力発電機の基数                    | 最大 12 基     |
| 実施想定区域 | 浜松市天竜区<br>スーパー林道天竜線沿いの竜頭山以南 |             |

### 3. 事業地および周辺事業



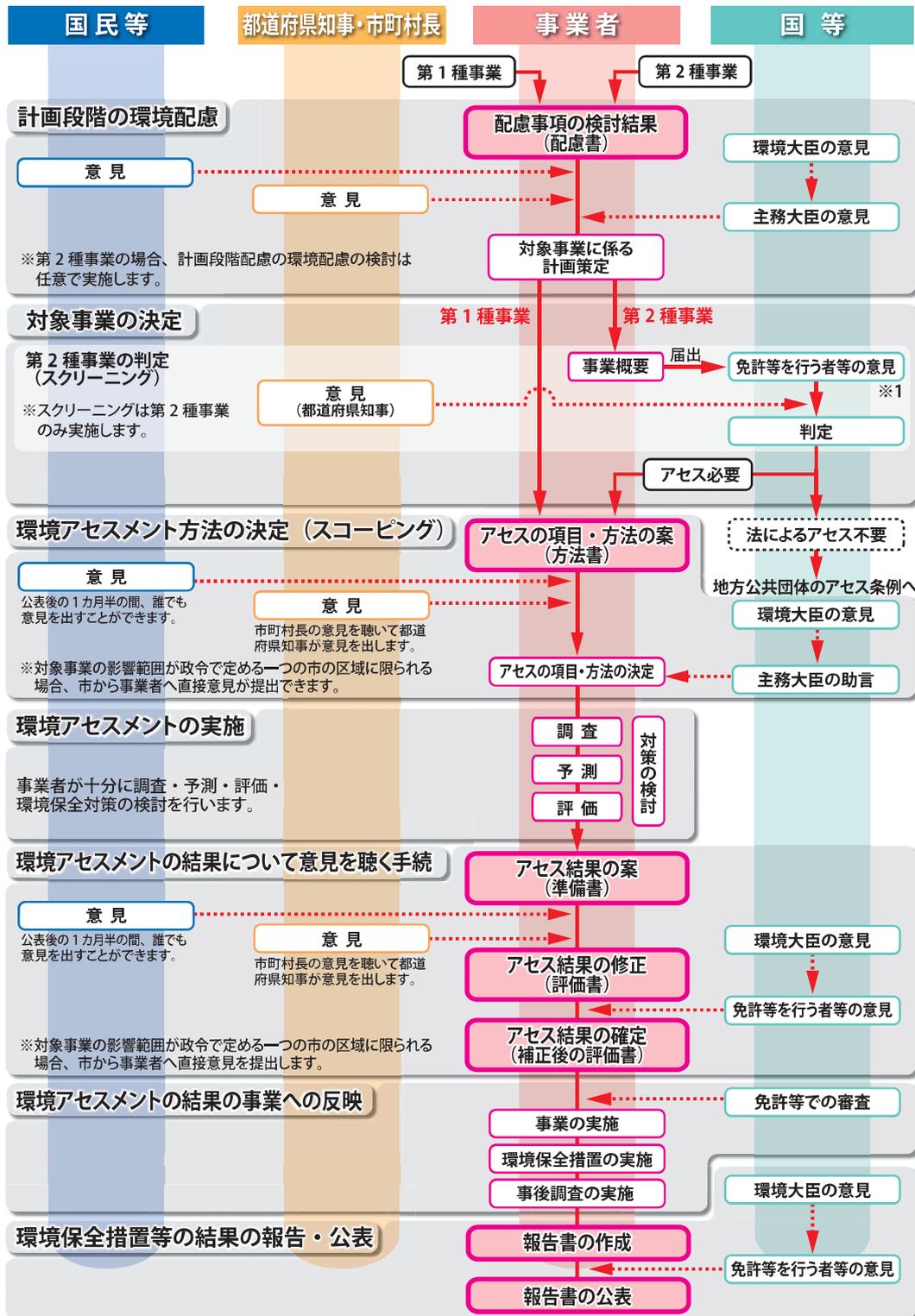
#### <事業実施想定区域>

-  今回対象事業
-  JR東日本エネルギー開発
-  シーテック

# <参考>アセス手続きフローと配慮書の趣旨について

## (4) 環境アセスメントの手続

### 環境アセスメントの手続の流れ



※1:「免許等を行う者等」には①免許等をする者のほか、②補助金等交付の決定をする者、③独立行政法人の監督をする府省、④直轄事業を行う府省が含まれます。

→ 手続の主な流れ    ..... 手続への関わり

### 3. 環境影響評価法（環境アセスメント法）について

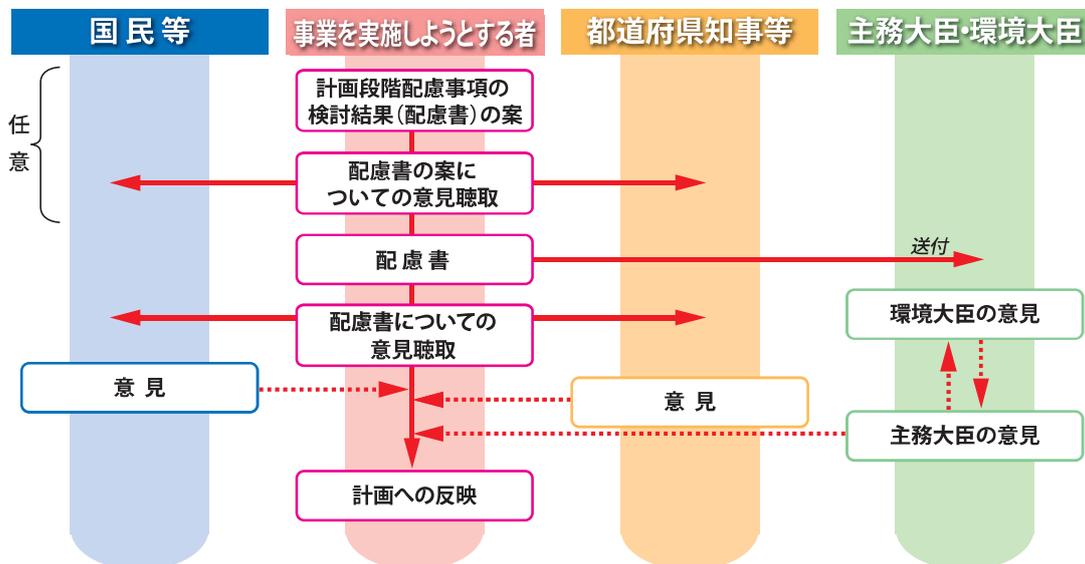
#### 「配慮書」の手続

配慮書とは、事業への早期段階における環境配慮を可能にするため、第1種事業を実施しようとする者が、事業の位置・規模等の検討段階において、環境保全のために適正な配慮をしなければならない事項について検討を行い、その結果をまとめた図書です。

配慮書の作成の際には、事業の位置、規模等に関する複数案の検討を行うとともに、対象事業の実施が想定される地域の生活環境、自然環境などに与える影響について、地域の環境を良く知っている住民をはじめとする一般の方々、専門家、地方公共団体などの意見を取り入れるよう努めることとされています。

事業者は、作成した配慮書の内容を方法書以降の手続に反映させることとなっています。また、第2種事業を実施しようとする者は、これら一連の手続を任意で実施できます。

#### 配慮書の手続



#### トピック3 配慮書手続とより上位の計画等における環境アセスメント

法改正前の環境アセスメントは、事業の枠組み（事業の大まかな位置、規模等）が既に決定された段階で行うものであったため、事業者が、対策の検討や実施について柔軟に対応することが困難な場合があります。

これに対し、法改正により導入された配慮書手続は、個別事業計画の検討の段階（事業の位置、規模や施設の配置、構造などを検討する段階）を対象としているため、より柔軟な環境配慮が可能となり、これまで以上に効果的に環境影響の回避、低減が図られるなどの効果が期待されます。

諸外国の制度の中には、個別の事業計画に影響を与える上位計画や政策そのものの検討段階で環境アセスメントが行われているものもあり、事業のより早期の段階におけるこのような環境配慮の仕組みは、より効果的な環境配慮がなされる効果が期待されます。今後は、こうしたより早期の段階での環境配慮の仕組みについても検討を進めていく必要があります。

(仮称) 浜松陸上風力発電事業 計画段階環境配慮書  
に関する市長意見 (案)

## I 全般事項

### 1 風力発電設備の配置等について

今後の事業計画の検討に当たっては、浜松市風力発電ゾーニング計画（平成 31 年 3 月公表）を踏まえた上で計画段階配慮事項に係る重大な環境影響の程度を整理し、その結果を風力発電設備（取付道路等の付帯施設を含む。以下同じ。）の構造・配置又は位置・規模（以下、「配置等」という。）の決定に反映すること。また、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）においては、配置等を可能な限り明確にするとともに、検討経緯及びその内容を記載すること。

### 2 最新の知見の導入について

今後の事業計画の検討に当たっては、風力発電設備や環境保全に関する最新の知見を踏まえ、環境影響の回避、低減に努めること。

### 3 他の風力発電事業との関係について

事業実施想定区域及びその周辺において他の風力発電事業が計画されていることから、可能な限り情報収集を行い、想定される累積的影響について考慮すること。

### 4 地域住民等に対する情報提供について

本事業の実施に関しては、地域住民、土地所有者及び関係団体等に対して、環境影響評価の調査結果等について、積極的な情報提供や丁寧な説明を行い、合意形成を図ること。

### 5 事業計画の見直しについて

下記の個別事項について、環境影響を回避又は十分に低減できない場合には、風力発電設備の配置等の再検討、事業実施想定区域の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

## II 個別事項

### 1 騒音、超低周波音及び風車の影について

事業実施想定区域及びその周辺に住宅が存在しているため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、騒音及び超低周波音、風車の影による影響を回避、低減するよう配慮すること。

### 2 水質について

事業実施想定区域は、地域住民が飲料水として利用する水（湧水、沢水等）の供給源に当たるため、樹木の伐採や地形の改変（以下、「開発」という。）による水質悪化、水量減少等が懸念される。また、清流といわれる下流河川の源流になる小規模な河川も多数存在し、開発により下流河川の汚濁や土砂流出が懸念されることから、具体的な事業計画の検討に当たっては水源及び河川の状況を調査し、水質及び水量の保全等に配慮すること。

### 3 地形、地質について

- (1) 事業実施想定区域には、水源涵養保安林が含まれており、開発によって保安林の機能低下の恐れがあることから、具体的な事業計画の検討に当たっては、保安林の保全に配慮すること。
- (2) 事業実施想定区域には、砂防指定地等が含まれているほか、指定地以外でも地すべり等の土砂災害の恐れがある。特に、資材搬入道路として予定している天竜スーパー林道に沿った区域

では、過去の崩落等の経緯から、地すべり、下流河川への土砂流出等の土砂災害への懸念を地域住民が抱いている。このため、現地測量、地域でのヒアリング等で状況を把握し、周辺に影響が生じないように配慮すること。

#### 4 動物、植物、生態系について

- (1) 事業実施想定区域及びその周辺は、様々な河川の上流部に当たり、開発による土砂流出及び水質悪化が動植物へ与える影響が懸念されることから、具体的な事業計画の検討に当たっては、動植物への影響を回避・低減するよう配慮すること。
- (2) 事業実施想定区域及びその周辺は、クマタカ等の猛禽類が生息している可能性があるほか、渡り鳥の移動経路になっている。これらの鳥類に対するバードストライク等の影響が懸念されることから、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家の指導を受けたうえで調査、予測及び評価を行い、影響を回避・低減するよう配慮すること。

#### 5 景観、人と自然とのふれあいの活動の場について

- (1) 事業実施想定区域及びその周辺では豊かな自然や景観が大きな資源となっており、風力発電設備を設置することにより、これらの景観資源や自然環境に影響を及ぼす可能性があることから、フォトモンタージュ等により調査、予測及び評価を行った上で、風力発電設備の配置等を検討すること。
- (2) 日常における景観の変化が地域住民にとっては重要と考えられることから、調査対象地点として主要な眺望点の他に生活の場からの眺望点を加えて、景観の変化に関する調査、予測及び評価を行うこと。

#### 6 廃棄物等

事業の実施に伴い発生する残土については、その発生の抑制に努めるとともに、残土処理による工事中及び供用後の環境影響を適切に予測及び評価すること。

(仮称) 天竜風力発電事業 計画段階環境配慮書  
に関する市長意見

## I 全般事項

### 1 風力発電設備の配置等について

今後の事業計画の検討に当たっては、浜松市風力発電ゾーニング計画（平成31年3月公表）を踏まえた上で計画段階配慮事項に係る重大な環境影響の程度を整理し、その結果を風力発電設備（取付道路等の付帯施設を含む。以下同じ。）の構造・配置又は位置・規模（以下、「配置等」という。）の決定に反映すること。また、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）においては、配置等を可能な限り明確にするとともに、検討経緯及びその内容を記載すること。

### 2 最新の知見の導入について

今後の事業計画の検討に当たっては、風力発電設備や環境保全に関する最新の知見を踏まえ、環境影響の回避、低減に努めること。

### 3 他の風力発電事業との関係について

事業実施想定区域及びその周辺において他の風力発電事業が計画されていることから、可能な限り情報収集を行い、想定される累積的影響について考慮すること。

### 4 地域住民等に対する情報提供について

本事業の実施に関しては、地域住民、土地所有者及び関係団体等に対して、環境影響評価の調査結果等について、積極的な情報提供や丁寧な説明を行い、合意形成を図ること。

### 5 事業計画の見直しについて

下記の個別事項について、環境影響を回避又は十分に低減できない場合には、風力発電設備の配置等の再検討、事業実施想定区域の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

## II 個別事項

### 1 騒音、超低周波音及び風車の影について

事業実施想定区域及びその周辺に住宅が存在しているため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、騒音及び超低周波音、風車の影による影響を回避、低減するよう配慮すること。

### 2 水質について

事業実施想定区域は、地域住民が飲料水として利用する水（湧水、沢水等）の供給源に当たるため、樹木の伐採や地形の改変（以下、「開発」という。）による水質悪化、水量減少等が懸念される。また、清流といわれる下流河川の源流になる小規模な河川も多数存在し、開発により下流河川の汚濁や土砂流出が懸念されることから、具体的な事業計画の検討に当たっては水源及び河川の状況を調査し、水質及び水量の保全等に配慮すること。

### 3 地形、地質について

- （1）事業実施想定区域には、水源涵養保安林が含まれており、開発によって保安林の機能低下の恐れがあることから、具体的な事業計画の検討に当たっては、保安林の保全に配慮すること。
- （2）事業実施想定区域には、砂防指定地等が含まれているほか、指定地以外でも地すべり等の土砂災害の恐れがある。特に、資材搬入道路として予定している天竜スーパー林道に沿った区域

では、過去の崩落等の経緯から、地すべり、下流河川への土砂流出等の土砂災害への懸念を地域住民が抱いている。このため、現地測量、地域でのヒアリング等で状況を把握し、周辺に影響が生じないように配慮すること。

#### 4 動物、植物、生態系について

- (1) 文献調査が不十分であると考えられることから、分野ごとの地域の専門家に意見聴取等を行い、結果を方法書に記載すること。
- (2) 事業実施想定区域及びその周辺は、様々な河川の上流部に当たり、開発による土砂流出及び水質悪化が動植物へ与える影響が懸念されることから、具体的な事業計画の検討に当たっては、動植物への影響を回避・低減するよう配慮すること。
- (3) 事業実施想定区域及びその周辺は、クマタカ等の猛禽類が生息している可能性があるほか、渡り鳥の移動経路になっている。これらの鳥類に対するバードストライク等の影響が懸念されることから、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家の指導を受けたうえで調査、予測及び評価を行い、影響を回避・低減するよう配慮すること。

#### 5 景観、人と自然とのふれあいの活動の場について

- (1) 事業実施想定区域内は、竜頭山、常光寺山等の景観資源が存在し、竜頭山展望台や天竜の森には市民が訪れるなど、人と自然とのふれあいの活動の場となっている。風力発電設備を設置することにより、これらの景観資源や自然環境に影響を及ぼす可能性があることから、フォトモニタージュ等により調査、予測及び評価を行った上で、風力発電設備の配置等を検討すること。
- (2) 日常における景観の変化が地域住民にとっては重要と考えられることから、調査対象地点として主要な眺望点の他に生活の場からの眺望点を加えて、景観の変化に関する調査、予測及び評価を行うこと。

#### 6 文化財について

文献調査が不十分であると考えられることから、関係機関に意見聴取を行い、結果を方法書に記載すること。

(仮称) ウインドパーク天竜風力発電事業 計画段階環境配慮書  
に関する市長意見

## I 全般事項

### 1 風力発電設備の配置等について

今後の事業計画の検討に当たっては、浜松市風力発電ゾーニング計画（平成31年3月公表）を踏まえた上で計画段階配慮事項に係る重大な環境影響の程度を整理し、その結果を風力発電設備（取付道路等の付帯施設を含む。以下同じ。）の構造・配置又は位置・規模（以下、「配置等」という。）の決定に反映すること。また、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）においては、配置等を可能な限り明確にするとともに、検討経緯及びその内容を記載すること。

### 2 最新の知見の導入について

今後の事業計画の検討に当たっては、風力発電設備や環境保全に関する最新の知見を踏まえ、環境影響の回避、低減に努めること。

### 3 他の風力発電事業との関係について

事業実施想定区域及びその周辺において他の風力発電事業が計画されていることから、可能な限り情報収集を行い、想定される累積的影響について考慮すること。

### 4 地域住民等に対する情報提供について

本事業の実施に関しては、地域住民、土地所有者及び関係団体等に対して、環境影響評価の調査結果等について、積極的な情報提供や丁寧な説明を行い、合意形成を図ること。

### 5 事業計画の見直しについて

下記の個別事項について、環境影響を回避又は十分に低減できない場合には、風力発電設備の配置等の再検討、事業実施想定区域の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

## II 個別事項

### 1 騒音、超低周波音及び風車の影について

事業実施想定区域及びその周辺に住宅が存在しているため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、騒音及び超低周波音、風車の影による影響を回避、低減するよう配慮すること。

### 2 水質について

事業実施想定区域は、地域住民が飲料水として利用する水（湧水、沢水等）の供給源に当たるため、樹木の伐採や地形の改変（以下、「開発」という。）による水質悪化、水量減少等が懸念される。また、清流といわれる下流河川の源流になる小規模な河川も多数存在し、開発により下流河川の汚濁や土砂流出が懸念されることから、具体的な事業計画の検討に当たっては水源及び河川の状況を調査し、水質及び水量の保全等に配慮すること。

### 3 地形、地質について

- (1) 事業実施想定区域には、水源涵養保安林が含まれており、開発によって保安林の機能低下の恐れがあることから、具体的な事業計画の検討に当たっては、保安林の保全に配慮すること。
- (2) 事業実施想定区域には、砂防指定地等が含まれているほか、指定地以外でも地すべり等の土砂災害の恐れがあることから、現地測量等により状況を把握し、周辺に影響が生じないよう配

慮すること。

- (3) 資材搬入道路の整備について、工事により周辺環境に影響を及ぼす恐れがあることから、開発による環境影響を低減できるよう配慮すること。

#### 4 動物、植物、生態系について

- (1) 文献調査が不十分であると考えられることから、分野ごとの地域の専門家に意見聴取等を行い、結果を方法書に記載すること。
- (2) 事業実施想定区域及びその周辺は、様々な河川の上流部に当たり、開発による土砂流出及び水質悪化が動植物へ与える影響が懸念されることから、具体的な事業計画の検討に当たっては、動植物への影響を回避・低減するよう配慮すること。
- (3) 事業実施想定区域及びその周辺は、クマタカ等の猛禽類が生息している可能性があるほか、渡り鳥の移動経路になっている。これらの鳥類に対するバードストライク等の影響が懸念されることから、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家の指導を受けたうえで調査、予測及び評価を行い、影響を回避・低減するよう配慮すること。

#### 5 景観、人と自然とのふれあいの活動の場について

- (1) 事業実施想定区域及びその周辺では豊かな自然や景観が大きな資源となっており、風力発電設備を設置することにより、これらの景観資源や自然環境に影響を及ぼす可能性があることから、フォトモンタージュ等により調査、予測及び評価を行った上で、風力発電設備の配置等を検討すること。
- (2) 日常における景観の変化が地域住民にとっては重要と考えられることから、調査対象地点として主要な眺望点の他に生活の場からの眺望点を加えて、景観の変化に関する調査、予測及び評価を行うこと。